

平成30年9月14日

建設・技術課 入札・契約担当

担当者 池尻、佐伯

内線 2746 直通 0952-25-7102

E-mail: kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

佐賀県建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」により、佐賀県指名停止委員会において審議し、下記のとおり指名停止を行います。

記

1 指名停止対象業者、登録業種及び指名停止期間

対象業者：株式会社 横河ブリッジ 代表取締役 高田 和彦
(千葉県船橋市山野町27)

登録業種：土木一式工事 - 特A級、とび・土工・コンクリート工事 - A級、
鋼構造物工事 - A級、塗装工事 - A級

期 間：平成30年9月18日 ~ 平成30年10月17日(1か月)

2 指名停止の理由

株式会社横河ブリッジの社員が、西日本高速道路株式会社発注の新名神高速道路の橋桁落下事故について、平成30年7月26日、業務上過失致死傷罪で神戸地方検察庁から起訴されたことによる。

3 指名停止期間の根拠

同社は、佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領別表第2(その2)第7号(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、1か月とする。

4 平成29・30年度受注実績

なし